

静岡県公安委員会規則第13号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公安委員会に対する申請等の経由)</p> <p><b>第1条の2</b> 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申請又は届出をしようとするときは、次の各号に掲げる経由先を経由しなければならない。ただし、運転免許に係る申請については、別に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p>	<p>(公安委員会に対する申請等の経由)</p> <p><b>第1条の2</b> 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申請又は届出をしようとするときは、次の各号に掲げる経由先を経由しなければならない。ただし、運転免許に係る申請については、別に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出及びその届け出た事項の変更の届出にあつては、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長（遠隔操作により通行させようとする場所が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 特定自動運行（法第2条第1項第17号の2に規定する特定自動運行をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる申請又は届出にあつては、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長（特定自動運行を行おうとする場所が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）</u></p> <p><u>ア 法第75条の12第1項の許可の申請</u></p> <p><u>イ 法第75条の16第1項の許可の申請</u></p> <p><u>ウ 法第75条の16第3項及び第4項の規定による変更の届出</u></p>

(運転者の遵守事項)

**第9条** 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

エ 規則第9条の19第2項の規定による許可証の再交付の申請

オ 規則第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納

(運転者の遵守事項)

**第9条** 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。